

2020年3月31日

株式会社松風

## ～令和2年度診療報酬改定に伴うCAD/CAM冠用材料の 保険適用について～

令和2年度診療報酬改定に伴い、4月1日以降CAD/CAM冠用材料（一般的名称「歯科切削加工用レジン材料」）の機能区分が変更されることとなりました。これに伴い弊社のCAD/CAM冠用材料は以下のとおりの分類となります。またCAD/CAM冠用材料（Ⅲ）では適用部位が上顎第一大臼歯にも拡大されることとなりましたので、併せてお知らせさせていただきます。

### 1. 新旧機能区分及び適用部位について（2020年4月1日以降）

（旧区分）	（新区分）	（適用部位）
CAD/CAM 冠用材料（Ⅰ）	CAD/CAM 冠用材料（Ⅰ）	小臼歯
	CAD/CAM 冠用材料（Ⅱ）	小臼歯
CAD/CAM 冠用材料（Ⅱ）	CAD/CAM 冠用材料（Ⅲ）	第一大臼歯

※第一大臼歯への適用につきましては保険医療材料の算定にあたり要件が定められております。下記資料をご参考ください。

「令和2年度診療報酬改定の概要（歯科）」厚生労働省保険局医療課（令和2年3月5日）

### 2. 新機能区分に該当する当社CAD/CAM冠用材料（2020年4月1日以降）

（新機能区分）	（松風CAD/CAM冠用材料）
1 CAD/CAM 冠用材料（Ⅰ）	松風ブロックHC
2 CAD/CAM 冠用材料（Ⅱ）	松風ブロックHCハード
3 CAD/CAM 冠用材料（Ⅲ）	松風ブロックHCスーパーハード

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、CAD/CAM冠用材料（Ⅱ）による算定となります。※ 厚生労働省 保医発0305第10号（令和2年3月5日）参照

### 3. 4月からの診療報酬の請求について

松風ブロック HC ハード、及び松風ブロック HC スーパーハードは、4 月以降、旧機能区分から新機能区分に変更となりますが、ディーラー様の在庫、歯科医療機関（歯科医院、歯科技工所等）がすでに購入された製品につきましては、新機能区分での診療報酬のご請求を行なっていただくことができます。また、同梱されているトレーサビリティシールにつきましても、4 月 1 日以降もご使用いただけます。

		2020 年 4 月 1 日以降
(松風 CAD/CAM 冠用材料)	(旧機能区分)	(新機能区分)
松風ブロック HC ハード	CAD/CAM 冠用材料 (Ⅰ)	⇒ CAD/CAM 冠用材料 (Ⅱ)
松風ブロック HC スーパーハード	CAD/CAM 冠用材料 (Ⅱ)	⇒ CAD/CAM 冠用材料 (Ⅲ)

※松風ブロック HC は変更なく、CAD/CAM 冠用材料 (Ⅰ) でご請求いただけます。

ご不明な点はお取引のディーラー様までお問い合わせ下さいますよう、お願い申し上げます。